

蒲郡市空家利活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市空家・空き店舗バンクの利用による空家の流通を促進するため、空家のリノベーション工事に対し、市の予算の範囲内で交付する蒲郡市空家利活用事業費補助金（以下「補助金」という。）について、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 蒲郡市空家・空き店舗バンク 蒲郡市空家情報登録制度要綱（平成28年4月1日施行）に基づいて市が運営する空家・空き店舗バンクをいう。
- (2) 空家 市内に存在する居住の用に供する一戸建ての建物（個人が所有しているもの及び現に居住者がいないものに限る。）又は居住の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上ある店舗等の用途を兼ねる空家（以下「店舗併用住宅」という。）であって、蒲郡市空家・空き店舗バンクに登録されているものをいう。
- (3) リノベーション工事 空家の居住部分について、その機能又は性能を維持し、又は向上させるため、修繕、補修、模様替え、給排水設備の更新、建具の取替え等の工事を行うこと。
- (4) 所有者等 空家の管理又は処分に関し、所有権その他正当な権利を有する者をいう。
- (5) 入居者 売買契約の締結により新たに空家の所有者となることが決定している者又は所有者と賃貸借契約の締結により空家を賃借することが決定している者であって、個人のをいう。
- (6) 移住 市外から転入し、市内に居住することをいう。
- (7) 定住 市内に居住する者で、市内の賃貸住宅から新たに市内に住宅を取得し、引き続き市内に居住することをいう。
- (8) 居住誘導区域 蒲郡市立地適正化計画に定められる居住誘導区域内をいう。
- (9) 代理受領 蒲郡市建築住宅課の所管する補助金代理受領に関する事務取扱要

綱（令和3年4月1日施行。以下「代理受領要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「代理受領申請者」という。）と補助事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した者が、代理受領申請者の委任を受け当該補助金の交付の請求及び受領をすることをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、入居者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空家のリノベーション工事を行った後、当該空家を5年以上利活用することが見込まれること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象空家）

第4条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 蒲都市空家・空き店舗バンクに登録された空家であること。
- (2) 居住その他の使用の実績のある空家であること。
- (3) 賃貸借契約の場合にあつては、リノベーション工事について所有者の承諾を得ていること。
- (4) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅にあつては、耐震基準を満たしていること又は第11条に規定する実績報告の時点で耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了していること。

（補助事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助金の交付決定を受けた日以後に着工し、かつ補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に事業を完了する見込みの補助対象空家のリノベーション工事で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空家の居住部分について、事業者を利用し行うリノベーション工事
- (2) 空家の居住部分について、入居者が自ら資材を購入し、自ら行うDIY工事

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める工事
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額
(以下「補助対象経費」という。)とする。ただし、消費税及び地方消費税の額
並びに市の他の補助金の補助対象となっている経費は除くものとする。

- (1) 前条第1号又は第3号に該当する工事 当該工事に要した経費
(2) 前条第2号に該当する工事 当該工事に係る資材購入経費(工具等の購入に
要する経費を除く。)

2 補助金の額は、30万円を限度する。ただし、次に該当する場合は、それぞれ
10万円を加算するものとする。

- (1) 補助対象者が、移住、定住又は婚姻によって空家所在地に住所を移し、居
住した場合
(2) 補助対象空家が、居住誘導区域内にある場合

3 前2項の規定にかかわらず、本市の他の補助金の補助対象となっている経費は
補助対象経費から除く。

(補助回数)

第7条 補助金の交付は、一の補助対象空家につき1回限りとする。

(交付申請及び交付決定)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補
助事業の着手前に、蒲郡市空家利活用事業費補助金交付申請書(第1号様式)に
次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第5条第1号又は第3号に該当する工事にあつては、当該工事に係る費用の
明細書及び見積書の写し
(2) 第5条第2号に該当する工事の場合にあつては、当該工事に係る資材の明
細書又は購入費用の見込額が確認できる書類
(3) 補助事業空家の外観及び補助事業に係る施工予定箇所の写真
(4) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
(5) 耐震基準を満たしていることがわかる書類又は第11条に規定する実績報
告の時点で耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了することがわかる書
類(昭和56年5月31日以前に着工された空家に限る。)
(6) 入居者が空家所在地に移住又は定住する場合にあつては、その住民票の写

し

(7) 誓約書（第2号様式）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付の申請を行うことができる期間は、売買契約又は賃貸借契約を締結した日から1年を経過するまでの期間とする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定をしなければならない。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、申請者に対して、蒲郡市空家利活用事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

5 市長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第9条 前条第3項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更又は中止が生じた場合は、その届出に係る事実が生じた日から14日以内に蒲郡市空家利活用事業費補助金変更（中止）申請書（第4号様式）に前条第1項各号に掲げる書類のうち、変更に係る必要書類等を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請について審査した結果、既に決定した補助金の額の変更を決定したときは、蒲郡市空家利活用事業費補助金変更（中止）承認通知書（第5号様式）によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

（状況報告及び実地調査）

第10条 市長は、必要があるときは、リノベーション工事の遂行状況に関し、交付決定者、事業者等に報告を求め、又は職員に実地調査を行わせることができる。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業を完了したときは、完了した日から起算して30日以内に、蒲郡市空家利活用事業費補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 補助事業を実施した箇所の完了後の写真

(3) 耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了したことがわかる書類（昭和56年5月31日以前に着工された空家に限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市空家利活用事業費
補助金確定通知書（第7号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に蒲郡市
空家利活用事業費補助金交付請求書（第8号様式。以下「交付請求書」という。）
を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、代理受領を行う場合は、代理受領要綱の
規定に基づき、補助金を交付することができる。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき
は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、特別の
事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 虚偽その他不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) リノベーション工事を承認なく変更し、又は中止したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が
既に交付されているときは、市長の定める期限内に当該補助金を返還しなければ
ならない。

（補助金の経理）

第15条 交付決定者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳
簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年間保
存しなければならない。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。